

児童手当を 受給されている皆さんへ

6月以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です

【お問い合わせ】 役場住民福祉課 TEL(62)9195

「現況届」は毎年6月1日の受給者の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護状況や生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

受給者の皆さまには、6月上旬に「現況届」を発送します。提出期限までに住民福祉課または、最寄りの役場庁舎窓口へ提出をお願いします。「現況届」の提出がない場合には6月以降の手当が受けられなくなりま

すのでご注意ください。

■現況届に必要な添付書類

〈全ての受給者〉

- 請求者の健康保険証の写し

（1月1日現在で本村に住民登録がなかった方：請求者・配偶者とも）

- 平成23年分の児童手当用所得証明書（前住所地から発行してもらったください）

〈単身赴任等で児童と別居している方〉

- 児童の住所地の住民票謄本と別居監護申立書（窓口に用意してあります）

■所得制限について

本年6月分の手当から下の表のとおり所得制限が導入されます。父母等の所得が表中の限度額以上の場合、法律に基づく特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）を支給します。所得制限導入により、所得の状況で支給額が異なるた

め、父母等それぞれの所得を確認します。

なお、所得確認の結果、所得の低い方が受給者となっていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。

■寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きが

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は給与収入のみで計算されています。

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。



あります。ご関心のある方は住民福祉課までお問い合わせください。

がん検診受診率向上をめざして
県と協定を結ぶ「企業や団体」
を募集します

日本人の2人に1人「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなると言われています。

あなたの企業や団体にとって、大切な人材を「がん」から守るためにも、県と協働してがん検診受診を推進しませんか。

【募集内容】

1 対象企業等の要件

県内に主たる事業所又は支店等があり、がん予防やがん検診の受診啓発活動に意欲のある企業等

① 業務内容が、がん予防、がん検診受診率向上の取組に関連している企業等

② 地域密着型で県民と接する窓口を多数有する企業等

③ その他、企業等の提案する取組みが県民のがん検診受診促進に大きな効果があると認められる企業等

2 応募期間

平成25年2月28日まで
※応募要領、申込書は県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kumamoto.jp/file/5/37/169/>

【お問い合わせ】

県健康づくり推進課
TEL 096(333)2208